

植民地朝鮮における言語政策とナショナリズム — 朝鮮総督府の朝鮮教育令と朝鮮語学会事件を中心に —

李 善 英

目次

はじめに

第1章 言語とナショナリズムの関係

第1節 日本人の日本語に対する意識

第2節 朝鮮人の朝鮮語に対する意識

第2章 朝鮮総督府における言語政策の展開：朝鮮教育令

第1節 第1次朝鮮教育令（1910年代）

第2節 第2次朝鮮教育令（1920年代）

第3節 第3次～第4次朝鮮教育令（1930年代～1945年）

第3章 朝鮮語学会の形成と活動：朝鮮語学会事件

第1節 朝鮮語学会の形成と文字普及

第2節 朝鮮語学会事件

おわりに

はじめに

「母語」とは、誕生の後、初めて身につく言語であり、自覚が無いまま自分の中に生じてしまう言語である。一旦、身につけてしまうとそれからは無意識的に話してしまう根源的な言語である。一方、「国語」とは国家が定めるものであり、教育やメディアを通して注入され、「国民」を形成していく手段として使用される言語である¹⁾。「言語政策」²⁾とは、ルイ＝ジャン・カルヴェは、「言語と社会生活、とりわけ言語と国民生活の関係について行われる意識的な選択の総体」³⁾であると定義している。また、チェ・ヨンギは、「国民が日常言語生活で使用する言語に対する国家政府の施政方策」⁴⁾であると定義している。本稿では、チェ・ヨンギの言語政策

の定義を取り入れることにし、朝鮮語に抵抗のイメージがいつ生成されたのかを明らかにしてゆく。

日本植民地時代⁵⁾の言語政策に関しては、今までにも国語政策、語文政策、教育政策、国語運動、語文運動などの様々な角度から研究されてきた⁶⁾。言語政策についての先行研究⁷⁾を見ると、多くの場合、植民地期の中で民族抹殺期に該当する「皇民化政策」に注目しており、国家政治イデオロギーに焦点が当てられている。また、日本植民地時代の言語政策についても被支配国である朝鮮の立場から書いているものが多かった。日本植民地時代に朝鮮人がとろうとした言語政策は、ナショナリズムと関係があり、植民地支配に対する抵抗運動と共に挙げられている。これらの先行研究では、言語とナショナリズムが抵抗のイメージとして捉えているが、言語とナショナリズムがどのようにして抵抗のイメージで定着するようになったのか、そうなる前までの過程を明らかにしていなかった。そこで、本稿では、言語とナショナリズムが抵抗のイメージを持っている事実から、どのようにして抵抗のイメージを形成されるようになったのか、その原因を探り、その過程を明らかにしておく。

「日本植民地時代=抵抗」というイメージに関して、代表的に挙げられる運動は3・1独立運動であり、日本植民地時代における朝鮮の民衆の植民地支配に対抗する活動も抵抗と民族主義とに結びつけられている。中でも次の2本の先行研究を見ると、「支配と抵抗」に関するイメージが日本植民地時代においてどのようなものであったのかということを示すことができる。

キム・ヘジョンは、「支配と抵抗」という枠において日本植民地時代の言語政策が議論されなければならないと述べ⁸⁾、チェ・ヨンギも日本植民地時代の言語政策において、朝鮮民族のアイデンティティが失われないように、朝鮮人としての民族的抵抗を反映した「民族愛国政策」を言語政策に含めるべきであると述べている⁹⁾。また、朝鮮の民間組織である「朝鮮語学会」「朝鮮語学研究会」も朝鮮総督府の言語政策に抵抗して活動したとしている¹⁰⁾。ある国の言語政策は、その民族を結束させるにあたって、ナショナリズムは重要な要因となりうる。したがって、日本植民地時代の言語政策は朝鮮民族を結束させるにあたって、抵抗のイメージが当然あり得るのである。

解放後から現在に至るまでハングルに関わる漢字との論争の起源は、植民地時代にあると言える。それに対してイ・ヘリョンは、ハングルの表象が前面的に現れたのは1920~30年代だと見ている。特に、何より論争の向背を測定する二軸は「民族文化の表象としてのハングル」と、「学びやすく、書きやすい道具としてのハングル」であると論述している¹¹⁾。

いずれにせよ、日本植民地時代の言語政策に関する先行研究では、民族語の抹殺が民族の抹殺と強固に結びついており、朝鮮語は民族文化の代表であり、民族そのままの表象であると見る傾向が強い。これに対して本稿では民族語と民族の結びつきにおいて、民族語が民族そのままの表象として見られ始めたのはいつからなのかを探ることにする。

ナショナリズムの定義は、民族、人種、種族によって異なり、血縁、領土、言語、文化、歴史などによっても更に意味が異なるため、一つの意味としてまとめることが難しい。ナショナリズムは大衆の心を打ち、特定の社会集団とその階層が受け入れて、彼らを励ます時こそ、根付くことができるものである¹²⁾。本稿では、ネイション (nation) を同じ文化、言語、歴史、地理に対する共通の認識に基づいた集団であると見なし、上述のようにナショナリズムを定義しておく。

本稿では、言語とナショナリズムの関係で、朝鮮語に与えられている抵抗のイメージについて、朝鮮総督府に焦点を合わせて解明する。日本植民地時代において朝鮮総督府が日本語普及のために朝鮮語科目をどのように取り扱ったのか。そして、それに伴い朝鮮語はどのように位置づけられたのかを4つの朝鮮教育令を通して明らかにする。また、日本植民地における朝鮮語学会の活動から朝鮮語に対してどのような意識の変化が現れたのかを、「朝鮮語に抵抗のイメージがいつ生成されたのか」に問題意識を持って、明らかにする。

植民地時代の朝鮮には言語政策を行う機関として、日本の朝鮮総督府と朝鮮の国文研究所があった。しかし、国文研究所は朝鮮総督府の監視を受け、自律的に政策を行うことができなかった。その一方で民間学術団体である朝鮮語学会が朝鮮総督府学務局の綴字法改良調査委員会に参加するようになった。朝鮮総督府は1930年に「諺文(オンムン)綴字法」を公布したが、この諺文綴字法は朝鮮語研究の先駆者である周時経^{チュシギョン}¹³⁾が考案した綴字法理論を受け入れたものであり、諺文綴字法を作る際には、朝鮮語学会の会員が大挙参加した。1934年には朝鮮語学会は「ハングル綴字法統一案」を完成させたが、これは諺文綴字法とほぼ同じである。朝鮮総督府の諺文綴字法は、朝鮮語学会の「ハングル綴字法統一案」を加筆修正したものであると見なしてよい。そのため、本稿においては朝鮮における言語政策を概観するために朝鮮総督府と朝鮮の民間学術団体である朝鮮語学会を取り上げることにする。

本稿の構成として第1章では、言語はナショナリズムとどのような関係があるのかについて、日本人の日本語に対する意識、そして朝鮮人の朝鮮語に対する意識がいつ生成されたのかということについてそれぞれ述べる。次に植民地時代において、支配国である日本は「日本語」をどのように用いようとしたのかを述べる。

第2章では、朝鮮総督府が言語政策を展開していく中で、日本語を普及することを目的に朝鮮教育令を公布したが、その過程において、「朝鮮語」と「漢文」をどのように位置づけたのかを4次にわたる朝鮮教育令を通して考察する。

第3章では、朝鮮総督府が3・1運動後、文化政治に変わる中で、文化活動における朝鮮語学会の活動を見ていく。特に、朝鮮語学会は文化政治期には朝鮮語普及運動を通して、朝鮮の民衆の文盲率を下げることに貢献した。しかしそれ以降、満州事変に伴って弾圧がより厳しくなった。その中で起こった朝鮮語学会事件を通して、朝鮮総督府が朝鮮語学会や朝鮮語にどの

ようなイメージを与えたのかを考察する。

第1章 言語とナショナリズムの関係

第1節 日本人の日本語に対する意識

近代以前の日本では「国語」としての「日本語」の意識は薄かった。しかし、明治維新により、国民国家建設が図られていく中、ナショナルアイデンティティの一翼を担う「日本語」への意識も国家政策としていやおうなく高められていくこととなった。この日本の言語政策に大きな影響を与えたのが上田万年¹⁴⁾である。

上田はドイツ・フランス留学後、まだ日本に統一した言語が欠如していることを痛感して、「国語と国家と」において『「国語」とは、国民全体に均質に流れる血液のようなものであり、『血液』によって国民としての一体性を実感させるもの』と規定し、「国語」の確立を唱えた。上田の論文集『国語のため』（富山房、1895年）の扉の言葉、「国語は帝室の藩邸、国語は国民の慈母」に国家と国民とに密接に「国語」を関わせようとした上田の意図を見出すことが出来る。日本国家全体としても、「国語」の内実の欠如という意識のもとで、日清戦争後の中華からの離脱を意識するナショナリズムの高揚のなか、統一された「国語」の確立のための国家的言語政策機関設置の要請が強まっていった。上田は「国語」の国家による制度化と国家による研究機関の設置の双方に関与しており、1900年の小学校令改定で上田の働きによって「国語」という教科が設けられた。こうして「国語」という枠組み及びその「歴史」、そして価値ある規範としての認識が徐々にではあるが、一般に浸透していったのである¹⁵⁾。

「日本語」を「標準語」へと昇華させる上では、上田の弟子である保科孝一（1872年～1955年）が大きな役割を果たしている。「方言」ではなく「国語わ国民精神お養成し、国民の品性お陶冶する上に、最も有力なものである」（原文ママ）と、「方言」にではなく「国語」にこそ「国民精神」が宿るという言辭がまさにそれなのである。国語調査委員会設置などの「国語」の制度化のなかで、「国語」は「方言」との序列化をはかり、そこに「国民精神」が宿るとすることで序列を絶対的なものとして固定していった。このように、日本における「国語」の志向は「国民」の養成・教化へ向いたものである。

日本の場合、「内地」向けの言語規範意識が形成される時期とほぼ同じ時期に植民地を組み込んでいったため、植民地に対しても国家の言語であり、国民想像の言語である「国語」的言語観を持ち込んでいった。その影響により、植民地においても、「国語」こそが「国民精神」の宿るところであり、そのような性質を持つ「国語」を話すことが「国民」になることなのだという観念が普及させる日本側にとって強くなっていった¹⁶⁾。そのため、統治の手段として日本語を位置づけ、言語政策を行おうとしたわけである。

第2節 朝鮮人の朝鮮語に対する意識

朝鮮語には、「ハングル」と「漢字」という2種類の文字がある。「ハングル」は、1446年世宗大王(1397~1450)が28字を頒布した当時、「訓民正音」、あるいは「正音」と呼ばれていた。訓民正音を頒布した後は、諺文(オンムン)、諺書、反切、アムクル(암글)、アレックル(아렛글)などとも呼ばれていた。その後、カギヤグル(가갸글)、国書、国文、朝鮮語などと名前が変わり、近代に至っている。現在、広く用いられている「ハングル」という名称は、近代の先駆的な朝鮮語学者であった周時経(チュシギョン)(1876~1914)が1913年に名づけたものと言われている。その背景には、「諺文」という名称は「卑語を書く下品な字」というネガティブな意味が含まれているのに対し、「ハングル」の「ハン」は「偉大なる」、「グル」は「文字」あるいは「文章」の意味、全体で「偉大なる文字」となるなどポジティブな意味が含まれているためであるとされている¹⁷⁾。

朝鮮語は、1894年に高宗の「国文使用」に関する勅令第1号¹⁸⁾の発表により、朝鮮時代に「諺文」と呼ばれるまで、国家の公式的の文字として使用することが出来なかった訓民正音が「国文」に昇格した。その後、「国文」に対する研究や規範化が活発に行われ、朝鮮語を「国語」と呼ぶ自覚運動が始まった。

20世紀はじめ、朝鮮人は朝鮮語と朝鮮文学の研究と発展において徐々に関心を示し始めた。他の民族主義運動と同様に言語、特に朝鮮語は朝鮮の¹⁹⁾国家アイデンティティの決定的部分となった。朝鮮語学者であった周時経は誰よりもハングルを支持しており、民族文学の新しいジャンルを開拓した。1907年に出版された『国語と国文の必要』では、朝鮮人は漢字を敬うだけで世宗大王が創製した民族文字を敬うことも使用することもできないと嘆いた。そして、「朝鮮人であれば、全ての国語と国文を朝鮮の根本である文字として敬い、愛して使用することを願う」と主張した。また、ハングルが朝鮮の新しい国家アイデンティティの土台になるべきであり、富強国になるためにはハングル使用を奨励しなければならないと唱えた。当時、出版されたさまざまな教科書にはそのナショナリズムに関心と努力が反映されている。1906年に出版された『初等小学』や1907年出版の『幼年必読』という教科書がその代表である²⁰⁾。

社会運動団体や文化運動団体が起こしたハングル運動²¹⁾は、朝鮮の文字を愛そうという趣旨から出発した運動である。特に、民間団体として自主独立運動を巻き起こしたのは「独立協会」である。独立協会は1896年7月に徐載弼(ソジビル)が創立した、朝鮮における最初の近代的な社会政治団体である。独立協会の支持勢力は貞洞倶楽部勢力、建陽協会勢力、実務級中堅官僚層勢力などの新興社会勢力が背景である。

新興社会勢力は大きく新知識層、市民層、農民層の三つに分けられる。新知識層は、開港後、海外の視察・海外留学・新教育・新聞と書籍などを通して、近代思想を受け入れる過程で新しい世界観と知識体系を持ち、成長していた。市民層は、列強の経済的侵奪から彼らの権益を守

護し、前近代的な束縛から切り抜けようとする強い意志を持っていた。農民層は、19世紀以来に繰り返されてきた農民運動と東学農民運動²²⁾を展開する過程で反封建・反侵略意識が強化され、新興社会勢力の一つになった²³⁾。

独立協会の設立に先立って、1896年4月にハングルだけで書いた最初の民間誌である「独立新聞」²⁴⁾を創刊した。独立新聞は朝鮮政府（当時の朝鮮は大韓帝国が国名であった）の支援を受け、刊行した。独立新聞は分かち書きを実践することにより国語生活の効率を上げさせた。また、易しい言葉を書くこととハングル専用の実践により、文字生活の改革を促進させ²⁵⁾、19世紀末の朝鮮社会の発展と民衆の啓蒙のため重要な役割を果たした。

第2章 朝鮮総督府における言語政策の展開：朝鮮教育令

『新訂版現代政治学事典』によると、「植民地主義」とは、「16世紀以降西米列強が植民地を獲得し維持するためにとった政策あるいは行動をさす。自治領、保護領、属領、委任統治、租借地と形態上の違いはあれ、一定の領土支配を前提とし、その背景に原料の独占的獲得または市場の確保といった経済的動機があった」とされている²⁶⁾。植民地化の方法としては、大きく分けると2通りの方法があり、一つは、被支配国の国民を追い出し、支配国の国民を植民地に集団的に移住させて支配国と全く同じ社会を構築する。もう一つは、被支配国の国民の居住を認め、その社会構造を支配国に都合よく変え、利用する方法である²⁷⁾。朝鮮において日本がとった方法は、後者である。被支配国の国民を支配国のために利用する方法は、支配国の国民にふさわしくするため、教育をしなければならない。これは日本も朝鮮において日本語の普及を急務にしていることから窺える。

朝鮮における日本植民地時代は大きく三つに分けられる。韓国併合の1910年から1919年の3・1独立運動までの武断政治期（憲兵警察統治期とも言われる）、3・1独立運動以降、満州事変が起きる1931年までの文化政治期、満州事変以降日本敗戦の1945年までの民族抹殺期に分けることができる。言語政策もこの三つの時代区分に合わせて考えさせることができ、それぞれの時期に対応して、武断政治期には第1次朝鮮教育令（1911年）、文化政治期には第2次朝鮮教育令（1922年）、民族抹殺期には第3次朝鮮教育令（1938年）、第4次朝鮮教育令（1943年）の各朝鮮教育令が出されている。以下の節では、植民地時代の朝鮮において、日本語普及に伴い、朝鮮語と漢字との位置づけがどのように変化してきたのかを検討する。

第1節 第1次朝鮮教育令（1910年代）

韓国併合の1910年から1919年3・1独立運動の時期までを武断政治期（憲兵警察統治期とも言われる）と呼ぶ。武断政治期という名前は、1910年9月に創設された憲兵警察制度に由来150（500）

している。憲兵警察制度とは憲兵が一般警察を兼ねる制度である。

朝鮮総督府は、2万人ほどの憲兵警察と憲兵補助員を朝鮮の至る所に配置し、武断政治を行った。憲兵警察は治安業務と共に、独立運動家の逮捕や朝鮮人の生活全般への関与を行った。また、新聞紙法・出版法・保安法を通して朝鮮の言論、出版、集会、結社の自由を制限した。

さらに被支配国である朝鮮の血統や文化、言語を融合・同化させるため、朝鮮総督府は朝鮮人に対して日本語を「国語」として使用させるという言語政策を行った²⁸⁾。

韓国併合前の1890年(明治23年)10月30日に「教育ニ関スル勅語」が公布されているが、これは日本本土において行われていた修身・道德教育の根本規範と同一であり、それを朝鮮に持ち込んだものである。植民地支配を受けた朝鮮においてもその勅語が適用され、1911年(明治44年)8月23日に朝鮮総督府は勅令第229号の朝鮮教育令を公布した。第1次朝鮮教育令は、第2次朝鮮教育令が公布されるまで日本の植民地教育政策を支配する基本的な法令として実施されており、朝鮮内に居住している日本人教育のための法令ではない。以下は、第1次朝鮮教育令(明治44年8月23日)の一部である。

第一條	朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル
第二條	教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス
第三條	教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ
第四條	教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス
第五條	普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス
第九條	普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得
第十二條	高等普通学校ノ修業年限ハ四年トス
第十六條	女子高等普通学校ノ修業年限ハ三年トス
第二十二條	実業学校ノ修業年限ハ二年乃至三年トス
第二十六條	専門学校ノ修業年限ハ三年乃至四年トス
第二十九條	普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校及専門学校ノ科目名及其ノ課程、職員、教科書、授業料ニ関スル規定ハ朝鮮総督之ヲ定ム
第三十條	本章ニ掲ケル以外ノ学校ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

図1. 第1次朝鮮教育令(勅令第229号) <抜粋>

出所：『朝鮮総督府官報5』ソウル亜細亜文化社、1985年、9~10頁をもとに作成

韓国併合後、初めて公布された第1次朝鮮教育令は、植民地の教育方針と制度を示したものである。朝鮮総督府の言語政策は上記の第2条のように、日本語普及に伴って朝鮮人を日本国民化することを目的としている。そのため、『朝鮮語及漢文読本』という科目を除き、全ての教科書は日本語で編纂されていた。

韓国併合の前の「国語」は朝鮮語であったが、併合後、教育課程において日本語が「国語」とされ、朝鮮語は科目名が「朝鮮語及漢文読本」となり、漢文と統合されている。第1次朝鮮

教育令は、1910年10月に東京帝国教育会の朝鮮教育部主事委員会の「朝鮮教育方針」に基づいて実施された。

- | |
|--|
| <p>一、教育勅語の意味を普及し、日本と朝鮮とが、古来特別なる関係を有せるを以て、両国の併合は当然の運命なる事を了解せしめ、且つ日本の臣民として文明の舞台に樹つ事は、朝鮮人民の発展の爲め、有益なりといふ希望を与へしむる事</p> <p>二、日本語の普及を以て当面の急務とし全力を此事に注ぐ事、其方法は</p> <p>(一) 初等教育には諺文及漢文を廃して、日本語を以て教授する事</p> <p>(二) 日本語を教授する学校に、適當なる補助を与ふる事</p> <p>(三) 師範学校を増設して、日本語に熟達したる多数教員を養成する事</p> <p>(四) 各種学校専門学校に於ても、日本文の教科書を用ふるを正則とする事</p> <p>(五) 日本語を以て官用語とする事</p> <p>(六) 日本文にて書かれたる、家庭読物の類を普及せしむる方針を探る事</p> <p>三、教科書の編纂は特に重大なるを以て総督直隸の機関を設けて之に當らしむる事</p> |
|--|

図2. 朝鮮教育方針²⁹⁾

出所：『教育時論』『時事彙報：朝鮮教育方針』第919号、1910年10月25日、30頁より引用

図2で示した朝鮮教育方針の「二」の通り、朝鮮人に植民支配言語である日本語を普遍的に使わせること（日本語普及政策）、植民政策を具体的に推進する官吏らに朝鮮人との意思疎通能力を養うこと（朝鮮語政策、または朝鮮語奨励政策）が優先的に推進されていた。

朝鮮総督府が設置されて、朝鮮を統治し始めた初期の植民地教育方針を見ると、朝鮮人に対して日本の「忠良ナル国民」として育成しようとしていたこと、朝鮮人の労働力を搾取するために、実業教育を奨励して、朝鮮人を利用しようとしていたことが窺える。

日本語普及政策は、朝鮮人が究極的には朝鮮語を使用しないことを意図して推進されたので、「朝鮮語政策」とも密接な関連がある³⁰⁾。前述の通り、それまで科目名が「国語」であった朝鮮語は廃止され、「国語」は日本語となった。第1次朝鮮教育令の公布後、全ての教科書は日本語で記述され、唯一、「朝鮮語及漢文読本」の科目だけが朝鮮語で記述されているのみであった。ここで注目したいのは、「朝鮮語及漢文読本」という科目である。それまで朝鮮語と漢文の授業が別々であったものが、統合されて同じ科目名になるとともに、その実情は朝鮮語より、漢文が授業の多くを占めるものであった。キム・ヘジョンをはじめ、植民地時代の朝鮮語に関して研究している多くの学者らは、学校教育の内容を分析するまでもなく、科目名を見ただけで、「朝鮮語」は「外国語」のひとつに成り下がっており、ただ、道具的な目的のためだけに維持されていると言及している³¹⁾。

しかし、他の面から見ると、朝鮮語と漢文を統合して一つの科目としたことに関して、別の意味合いも見えてくる。朝鮮語が使用する文字には漢字とハングルがある。漢字は日本語でも用いられるため、日本語を普及させる上で、朝鮮語の漢字を活用しようという発想が出てくる

のは自然の成り行きである。大澤（2009）は「朝鮮語及漢文」について、第1次朝鮮教育令に基づく普通学校規則において、「徳性」「涵養」により「国語ト連絡」することとし、また特に、「時トシテハ国語ニテ解釈セシムルアルヘシ」と規定していることから、「朝鮮語及漢文」の中に日本語教授を持ち込むことを意図したのであると述べている³²⁾。

すなわち、「朝鮮語及漢文読本」の狙いは漢字教育であり、朝鮮語それ自体はその付属物に成り下がってしまっていると言えよう。大澤は普通学校規則で「朝鮮語及漢文読本」を必修科目として課すことが規定されたことについて、「現実的に朝鮮語を廃止するのは不可能であるため、『朝鮮語及漢文』科目の位置づけを、総督府にとって少しでもポジティブなものにしようという姿勢が窺える」とも述べており³³⁾、筆者もその意見に同意する。

第2節 第2次朝鮮教育令（1920年代）

第1次世界大戦後、アメリカ大統領であるウィルソン（Wilson）が唱えた民族自決主義に影響を受け、朝鮮では3・1独立運動が起こった。この独立運動は日本の植民地支配に抵抗し、全民族が立ち上がった最大規模の民族運動である。これが契機になり、日本は朝鮮人を武力によって統治し、皇国臣民化するのは難しいだろうとの判断に至り、「文化政治」の体制へと変化していった。総督として派遣された斉藤實は、「一視同仁」³⁴⁾ というスローガンを立てて、民族的差別を取り除くという言わば、宥和政策をとった。

表面的ではあるが、宥和政策のおかげで、1920年には東亜日報³⁵⁾、朝鮮日報³⁶⁾、時事新聞などの朝鮮語の新聞が創刊され、少人数に限っての朝鮮人の政治参加も許容された。民間新聞が刊行されたことにより、文化の普及や文盲率の低減（ハンゲル普及）にも影響を与えた。

第2次朝鮮教育令は1922年（大正11年）2月6日に勅令第19号として公布された³⁷⁾。これは「内鮮共通ノ精神二期キ同一制度ノ下ニ施設ノ完整ヲ期スル」という朝鮮総督府の論告³⁸⁾により朝鮮教育令の改定理由が明らかにされた。第1次朝鮮教育令下で維持されてきた学校の種類及び修業年限について、朝鮮人と日本人の差別を無くし、同一学制をとるという意図から朝鮮教育令の改定作業が着手され、第2次朝鮮教育令が公布されたのである。

第2次朝鮮教育令は朝鮮人教育だけではなく、朝鮮半島地域内の日本人教育を規定する統一法令として改定された³⁹⁾。以下は1922年2月6日に公布された第2次朝鮮教育令（大正11年2月6日）の一部である。

第一條	朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル
第二條	国語ヲ常用スル者ノ普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ 2 前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得
第三條	国語ヲ常用セサル者ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校トス
第四條	普通学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ必修ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス
第五條	普通学校ノ修業年限ハ六年トス但シ土地ノ情况ニ依リ五年又ハ四年ト為スコトヲ得 普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢六年以上ノ者トス 修業年限六年ノ普通学校ニ修業年限二年ノ高等科ヲ置クコトヲ得 高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス 普通学校ニ補習科ヲ置クコトヲ得 補習科ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル
第六條	高等普通学校ハ男生徒ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス
第七條	高等普通学校ノ修業年限ハ五年トス 高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス 高等普通学校ニ補習科ヲ置クコトヲ得 補習科ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル
第八條	女子高等普通学校ハ女生徒ノ身体ノ発達及婦徳ノ涵養ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス
…(省略)	

図3. 第2次朝鮮教育令(勅令第19号) <抜粋>

出所：『朝鮮総督府官報51』ソウル亜細亜文化社，1986年，511頁をもとに作成

図3から分かるように、第2次朝鮮教育令が公布されてから、本土に住む日本人の教育と同じ、「小学校令」「中学校令」「高等女学校令」の規定を受けるようになった。従来4年であった普通学校の授業年限は6年に延長され、従来の普通学校・高等普通学校・女子高等普通学校のほかに師範学校と専門学校が設置された。そして、「朝鮮語及漢文読本」は廃止され、再び「朝鮮語」が必修科目となったが、朝鮮人も日本人と全く同一教育課程となり、日本式の教育が強化されたという意味合いが強い。そのようななかでも、日本人は「国語ヲ常用スル者」、朝鮮人は「国語ヲ常用セサル者」と表現されていて、日本人と朝鮮人が区別されていた。第四條の「国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス」から分かるように、第2次朝鮮教育令においても武断政治期に制定された朝鮮教育方針と同じ流れを汲んでおり、「国語」すなわち、日本語を習得させることが目的であったとすることができる。

表 1. 第 2 次朝鮮教育令時期の 6 年制普通学校の学年別「朝鮮語」対「日本語」の週当たりの授業時間の比較

区分	朝鮮語	日本語	総授業時間
1 年生	4 (17%)	10 (43.5%)	23
2 年生	4 (26%)	12 (48%)	25
3 年生	3 (11%)	12 (44%)	27
4 年生	3 (10%)	12 (40.5%)	30
5 年生	3 (10%)	9 (30.5%)	30
6 年生	3 (10%)	9 (30.5%)	30
合計	20 (12%)	64 (39%)	165

出所：チェ・ヨンギ『韓国語政策の理解』韓国文化社，2010 年，43 頁より作成

表 1 は、国語習得に関して日本語と朝鮮語の授業時間を比較したものである。表 1 によると、普通学校における日本語の授業時間は朝鮮語の授業時間の 3.2 倍であり、実際、第 2 次朝鮮教育令を公布して、朝鮮人を日本人と平等に扱うという「一視同仁」の趣旨である内地延長主義⁴⁰⁾ は名目に過ぎないと言える。文化政治期は宥和政策と言いながらもその実は徐々に朝鮮人を支配するための緻密な計画を立てていた時代なのである。

「教科書調査委員会」は 1922 年に設置された、教科書編纂指針を定めることが活動の中心とする機関である。ホ・ジェヨンによると、1922 年教科書調査委員会の審議事項は以下の通りである⁴¹⁾。

- 一. 教科書用 国語仮名遣・諺文綴字法・国文朝鮮文ノ併記及朝鮮譯文ノ作成等ニ関シテハ別ニ委員ヲ設ケテ調査スルコト
 - 二. 教科用図書ノ材料ハ一層生徒ノ性情趣味ニ適スルモノヲ選フコト
 - 三. 修身書ハ実践躬行ノ勸奨ヲ旨トスルコト
- (以下略)

前述の通り、「朝鮮語及漢文読本」の科目は「朝鮮語」に改称され、武断政治期と同様に必修科目であったが、一方、「漢文」は朝鮮語の科目から外され、随意科目になった。随意科目というのは、必修科目ではないので必ず履習する必要はなく⁴²⁾ いつでも廃止することが可能な科目であった。なぜ、「漢文」が「朝鮮語」と分離され、随意科目に変更されたかという問題についてはさまざまな意見がある。大澤は以前と異なり、「勧誘ヲ待タスシテ[普通]学校ニ入学ヲ志願スル者」が増加したという状況を迎え、朝鮮人側の教育要求の内容も、「漢文」から「学校教育ノ真ノ内容実質」へと移行していったという認識に基づいて、「漢文」を必修科目とする意味がないと判断したのであると見ており、就学状況の変化によるものであると述べ⁴³⁾、ホ・ジェヨンは「朝鮮語及漢文読本」という科目名の「漢文」の教育内容は漢字語彙に

限らず、「漢文学習」を目標としていたため、諺漢文体のための漢字学習と科目としての「漢文」の間に乖離があると述べている⁴⁴⁾。明らかなことは、第1次朝鮮教育令後、統合した「朝鮮語及漢文読本」科目は日本語を普及させるにあたって、あまり効率的でなかったということである。「国語」すなわち日本語を普及させることが目的であったため、その効果が薄ければ、科目を分離することも当然あり得たわけなのである。

第3節 第3次～第4次朝鮮教育令（1930年代～1945年）

日本は1930年代に入って、大陸侵略を本格化した。1931年に満州事変が起こり、1937年には中国北部に進出して、日中戦争を起こした。いよいよ大陸侵略に関する野心を表に現したのである。それに伴い、1938年には新教育令（第3次朝鮮教育令）を公布し、国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬という3大綱領により、日本・朝鮮の区別を無くすべく同化政策を推進し、朝鮮における皇国臣民化を図った。学校は「忠良ナル皇国臣民」育成の場と規定している。以下は、第3次朝鮮教育令（昭和13年3月3日）の一部である。

第一條	朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル
第二條	普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ
第二條	前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得
第三條	実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル 実業学校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ 実業学校ノ設立及教科書ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル
第四條	専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ 専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル
第五條	師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス 師範学校ハ特ニ徳性ノ涵養ニカメ小学校教員タルベキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス
第六條	師範学校ノ修業年限ハ七年トシ普通科五年、演習科二年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ六年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス
	…（中略）
附 則	本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ存スル普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校ハ各之ヲ本令ニ依リ設立シタル小学校、中学校及高等女学校トス…（省略）

図4. 第3次朝鮮教育令（勅令第103号）〈抜粋〉

出所：『朝鮮総督府官報』ソウル亜細亜文化社、1938年、71～72頁をもとに作成

それまで一視同仁の名の下、教育において朝鮮人と日本人の差別を無くし、同じ学制を取っていたが、1930年代になって皇国臣民化政策がいっそう加速し、第3次朝鮮教育令を公布する

に至ることになる。第3次朝鮮教育令は、差別を無くすという名目の下に朝鮮人のための教育機関と日本人のための教育機関の名称を統一した。朝鮮人対象の普通学校は小学校に名称が変わり、高等普通学校と女子高等普通学校は、中学校と高等女学校に名称が変わった⁴⁵⁾。要するに「内鮮一体」という理念の強化を図ることが改定の要旨であった。

皇国臣民化政策は朝鮮民族固有の言語や姓名、文化の抹殺を図っており、朝鮮人に傷跡を残している⁴⁶⁾。以下、朝鮮語教育の変化について述べる。

「朝鮮語」の科目が完全に廃止されるのは、第4次朝鮮教育令後であるが、内実は第3次朝鮮教育令の時にはもう始まっていたと言える。それは第3次朝鮮教育令において、朝鮮語は必修科目から外され、随意科目に転換されたからである。

表2. 第3次朝鮮教育令時期の6年制尋常小学校学年別「朝鮮語」対「日本語」の週当たり授業時間の比較

区分	朝鮮語	日本語	総授業時間
1年生	4 (15%)	10 (38.5%)	26
2年生	3 (11%)	12 (44%)	27
3年生	3 (10%)	12 (41%)	29
4年生	2 (6%)	12 (36%)	33
5年生	2 (5.8%)	9 (26.5%)	34
6年生	2 (5.8%)	9 (26.5%)	34
合計	16 (8.7%)	64 (35%)	183

出所：チェ・ヨンギ『韓国語政策の理解』韓国文化社，2010年，45頁より作成

表2を見ると、日本語の割合が非常に高い。また日本語、朝鮮語とも、学年が上がるほど、授業時間も減っていくことがわかる⁴⁷⁾。朝鮮語が随意科目に転換された割には、授業の時間数がそれほど減ったように見えないかもしれないが、あくまで随意科目であって、実際には朝鮮人が朝鮮語を履修する機会ほとんど与えられなかった。第2次朝鮮教育令の時期までは必修科目であったのに比べると著しい地位の低下であり、「国語」である日本語や正式な外国語として扱われている英語と比べると、朝鮮語は外国語にも及ばない今日で言えば第2外国語のような扱いをされた。

第3章 朝鮮語学会の形成と活動：朝鮮語学会事件

日本植民地時代において朝鮮には言語政策推進機関が二つ存在した。一つは、日本が意図的に日本語を普及するため設置した「朝鮮総督府」であり、もう一つは、大韓帝国が学部⁴⁸⁾の中に設置した「国文研究所」である。主な民間団体としては、「朝鮮語学会」「朝鮮語学研究会」がある。「国文研究所」は周時経、池錫永などの委員で構成され、約3年間国語統一に関する

討議を行った。しかし国文研究所は、日本植民地時代において自律的に政策を行うことができなかった。政府が推進して行う言語政策の全ては日本の監視を受けなければならず、一々朝鮮総督府の承認を得なければならなかった。朝鮮総督府の指示に従って行った言語政策には制限があったため、植民地時代においては、国文研究所は創立の趣旨に応えることができなかった。3年間のみ、国語統一に関する討議を行い、業績として「国文研究議定案」⁴⁹⁾を残した。

民間団体である「朝鮮語学研究会」は、1931年朝鮮語学の研究とハングル綴字法の整理を目的として朴勝彬が設立したが、実際は朝鮮語学会で推進している朝鮮語綴字法に対する反対運動をするため組織された団体である。朝鮮語学研究会は、ハングル綴字法統一案に対する反対声明を発表したが、根拠が薄弱な新符号などの使用を主張する面で、言論界や大衆の支持を得ることが出来なかった⁵⁰⁾。

次節からは前にも述べた通り、もう一つの民間学術団体である朝鮮語学会について述べ、朝鮮語学会がどのようにして言論界や大衆の支持を得るようになったのかを述べていきたい。

第1節 朝鮮語学会の形成と文字普及

1919年3・1独立運動以降、朝鮮総督府は憲兵政治から宥和政策という「文化政治」に統治方法を変えた。それにより、集会、結社の規制が緩和され、ある程度、自由が与えられた。それに伴い、ハングル普及運動もさまざまな方法によって始まるようになった。朝鮮語学会の活動には、常に朝鮮語学者である周時経が存在していた。「朝鮮語学会」は、1908年8月31日に朝鮮語と文字を研究するため、関心を持っていった学者らが集まって設立した「国語研究学会」⁵¹⁾を母体としている。それから1911年「朝鮮言文会（倍達マルグルモドゥム）」、1913年には「ハングルモ」に改め、1917年までの活動後は4年間活動が中止された。

その後、朝鮮総督府の統治方式が文化政治に変わったことを受け、1921年12月3日に周時経の門下生である任璟宰・崔斗善・李昇圭・張志暎・權惠奎・李奎昉・申明均などがソウルの徽文義塾に集まって、朝鮮語研究及び朝鮮語運動団体「朝鮮語研究会」⁵²⁾として活動を再開させた。この「朝鮮語研究会」が1931年1月10日の第11回定期総会で名称を改められ「朝鮮語学会」となったのである⁵³⁾。

朝鮮語学会の設立目的は、朝鮮語文の研究と綴字法を統一することである⁵⁴⁾。朝鮮語学会は朝鮮語普及のため、1907年に尙洞青年学院に「朝鮮語講習所」を開設して、それが「朝鮮語講習院」に発展した。朝鮮語学会は1929年には朝鮮語学会の主要事業を推進するため「朝鮮語辞典編纂会」を組織して、李允宰、李克魯、李重華などが参加した。その他にも主要人物として李熙昇、金善琪、安浩相、鄭寅承なども参加して活動を行った。

「朝鮮語研究会」から「朝鮮語学会」に改称した後、さらなる研究が進むようになった。1930年代の朝鮮語学会の活動はハングル講習会の開催と朝鮮語規範化への二つの方向に進んで

いった⁵⁵⁾。一つは、日本が朝鮮語を容認する状況を利用し、ハングル講習会のような大衆事業を行ったことである。文字普及運動に関するハングル講習会においては、さらに二種類がある。一つは、学会主催の講習会（1930, 31, 33, 34, 37年）で、もう一つは朝鮮日報社や東亜日報社などの新聞社が主催する講習会（1931～36年）への後援の形である。朝鮮語学会は、劣悪な植民地教育の現実により、教育を受けることが出来なかった朝鮮人に対して、文字を体得する唯一のものであって、このようなハングル講習会の存在は朝鮮の民衆にとって大きかった。

1929年の朝鮮日報社主催の文字普及運動は、朝鮮語学会の規範が使用され、朝鮮の文字であるハングルを普及し、民族の力量を養う運動であった。当時の朝鮮人の文盲率は90%⁵⁶⁾に至っていたが、朝鮮日報の文字普及運動では長期休暇の時にソウルから地元へ帰省する学生たちに新聞を活用して民衆にハングルを教える形式を取った。また、東亜日報社主催の「ブナロード⁵⁷⁾運動（農村啓蒙運動）」は、朝鮮語講習会との連携について、従来注目されてきた。1931年から1934年までハングル普及運動は、毎年夏、「一生懸命に学ぼう！ 知ることこそ、力である！」「学ぼう！ 教えよう！ 共にブナロード！」などのスローガンを掲げて学生たちを農村に派遣して文盲退治とハングル普及を推進したのである⁵⁸⁾。4年間学生を中心に全国に派遣して、9万7598人にハングルを教え、「ハングル勉強」など210万ハングル教材を作り、配布した⁵⁹⁾。90%に及んでいた朝鮮人の文盲率を改善するために、日本語学習ではなく、ハングル講習を通して文盲を打破しようとしていた。したがって、ハングル普及運動は社会に大きな影響を与えたと言える。しかし、朝鮮総督府の禁止命令により1934～35年にはこれらのハングル普及運動は頓挫し、中断されるようになった。

1930年代の朝鮮語学会の活動におけるもう一つの成果は、朝鮮語辞典編纂、綴字法及び標準語制定など朝鮮語規範化に大きく寄与したことである。朝鮮語学会は1933年に「ハングル綴字法統一案」を発表した。また、1929年には朝鮮語辞典編纂会の結成を主導し、朝鮮語辞典を編纂したのである。1938年に第3次教育令が公布された後、朝鮮総督府の言語政策はより強制的になった。ハングル講習会のような大衆事業が禁止される中、1940年10月に1933年の綴字法統一案を改定した「改定したハングル綴字法統一案」を発刊した。1940年6月にはローマ字表記法と外来語表記法を制定し、これらを1941年1月『外来語表記法統一案』として出版するに至った。また、1940年言語規範化政策の決定版と言える『朝鮮語辞典』を完成した⁶⁰⁾。

当時、多くの朝鮮人は教育を受けることが出来ず、文盲の状態であったが、このような社会背景が朝鮮語学会の活動領域を朝鮮語辞典の編纂に止まらず、ハングル普及運動にまで拡張させる要因⁶¹⁾となったのである。朝鮮総督府が日本語普及のために行った言語政策は徹底したものであったが、そのような状況下で朝鮮語学会が朝鮮語研究、綴字法統一のために行った活動の意義は非常に大きい。

第2節 朝鮮語学会事件

満州事変を起こした日本は、1935年に国外では中国本土に野心を現し、国内では朝鮮民族に対する完全なる抹殺政策を推進した。朝鮮人が独立運動に対する意識を高めていくことを恐れたのである。それで、1936年12月には「朝鮮思想犯保護観察令」を出して、少しでも疑いのある人を観察するようになった。1938年4月1日には「朝鮮教育令改定令」が出され、朝鮮語科目が廃止され、1940年2月には創始改名を施行した。さらに、1940年8月に東亜日報、朝鮮日報を強制的に廃刊させた。1941年、朝鮮人の中で民族主義が強い人を弾圧するため、思想犯として分類した。同年3月「思想犯予備拘禁令」を公布し、独立運動や民族啓蒙運動をする朝鮮人、またそのような運動をする可能性がある人まで、いつでも拘束できるようにした。太平洋戦争がはじまった1941年12月には学徒兵を徴収し、1942年は朝鮮国産奨励団体と朝鮮史研究団体を強制的に解散させるようになった。そのため、朝鮮語を研究する朝鮮語学会も強制的に解散させられる危機に直面していた。そのような状況の中、起きたのが朝鮮語学会事件である。

キム・サンピルによると、朝鮮語学会事件の経緯に関する諸説について四つのパターンで要約分類している。一、咸南洪原警察署の刑事が咸興永生高等女学校学生の私信を検閲している内、不穏な思想があったと疑い、捜査に取り掛かった。二、刑事が前津駅で朴炳燁と言い争いが生じて、彼の家を捜索している中、女学生である朴英熙の日記帳から不穏文句を発見、それをたてにとって捜査に取り掛かった。三、咸南洪原郡の通勤列車の中で咸南永生女子高学生たちの対話の中で太極旗、無窮花、国語使用者処罰などの言葉を聞いた洪原警察署の刑事が不穏学生だと断定し、捜査に取り掛かった。四、丁泰鎮が咸南永生女子高学生事件の証人として洪原警察署に呼ばれ、自白書を書いた⁶²⁾。

キム・サンピルは上記の二と四の説を合わせたものこそ、事件の発端真相がより明らかになるだろうと述べ⁶³⁾、三ツ井も事件の発端においては二と四の説を合わせたものを取り入れている⁶⁴⁾。したがって、本稿においても二と四の説を取り入れることにする。

これによると、事件は1942年5月前津駅（咸鏡南道洪原邑）の待合室で、池章逸という人物を待っていた朝鮮人青年朴炳燁が、日本人刑事の審問をうけたことに端を発する。朴は、社会主義者であり、以前から、マークされていたようである⁶⁵⁾。朴は、池とともに警察署で審問を受けるが、池は帰されるも、朴だけが不審人物として家宅捜索を受けている。ここまで見ると、この事件は朝鮮語学会と何の関わりもないように見える。だが、問題はここからである。朴の家を家宅捜索中に、朝鮮人刑事安田（本名：安正黙）が朴の姪である朴英熙の日記を発見して押収した。日記帳の中で問題となったのは「今日、国語を使ってしまい、先生に叱られた」という文章である。「国語」というのは、当時、「日本語」を表しているため、当然ながら日本語を使うべきであった。しかし、先生に叱られたことになるので、思想犯の疑いが生じたので

ある。朴は、取り調べに対し、「朝鮮語」を間違えて「国語」だと書いたと陳述していたが、刑事は朝鮮語を国語とするように思想教育を行った人物を捜査することにした。その取り調べの中で、彼女に民族主義を植え付けたのは、朝鮮語学会の会員であり、辞典編纂をしている丁泰鎮であったことが明らかとなった。1942年、9月5日に丁泰鎮は連行され、取り調べにおいて朝鮮語学会は民族主義団体であり、その目的は独立運動であると、無理やり自白させられている。

表 3. 朝鮮語学会事件検挙者等一覧

検挙日	被検場所	検挙された学会員	移送先
1942.9.5	洪原	丁泰鎮	洪原警察署
1942.10.1	京城	李克魯・鄭寅承・權承昱	京畿道警察部→咸興警察署 →洪原警察署
1942.10.1	京城	李重華・李允宰・崔鉉培・金允經・張志暎・ 李熙昇・韓澄・李錫麟	京畿道警察部→洪原警察署
1942.10.18	慶南宜寧	李祐植	洪原警察署
1942.10.19	慶南東萊	金法麟	洪原警察署
1942.10.20	慶北金泉	鄭烈模	洪原警察署
1942.10.21	京城	李秉岐・李萬珪・李康來・金善琪	洪原警察署
1942.12.23	京城	李仁	咸興警察署→洪原警察署
1942.12.23	京城	徐承孝・安在鴻・金良洙・鄭寅燮・張鉉植	洪原警察署
1942.12.23	釜山	尹炳浩	洪原警察署
1942.12.23	全南光陽	李殷相	洪原警察署
1943.3.5	京城	金度演	洪原警察署
1943.3.6	京城	徐珉濠	洪原警察署
1943.3.31~4.1		申允局・金鍾喆	不拘束で審問
		權惠奎・安浩相	病気のため不拘束
		方鍾鉉・白樂溶・郭尙勳など 48 名	証人審問

出所：三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』明石書店、2010年、251頁再引用

この「自白」によって、同年10月1日に朝鮮語学会の会員であり、辞典編纂に協力した李克魯・鄭寅承・權承昱・李重華・李允宰・崔鉉培・金允經・張志暎・李熙昇・韓澄・李錫麟らの11名は逮捕された。また、物的証拠として作成途中の朝鮮語辞典原稿と辞典編纂関係の書類を押収し、洪原警察署に移送された。その後、1943年まで数次にわたり李祐植・金法麟・鄭烈模・李秉岐・李萬珪・李康來・金善琪らの33名⁶⁶⁾が「治安維持法」⁶⁷⁾第1条の罪として逮捕されたのである。逮捕された33名の中、最終予審に移され、裁判を待っていた16名のうち、1943年12月8日に李允宰、翌年2月には韓澄が獄死した。残された12名に対しては、1944年12月21日から翌年の1月16日まで9回にかけて公判があった。最終判決としては、執行猶予と無罪に判決された7名は釈放されたが、実刑を告げられた丁泰鎮・李克魯・崔鉉培・李熙昇・鄭寅承は刑務所に収監された。この判決に対して、丁泰鎮⁶⁸⁾を除いた4人と張鉉植は上告したが、高裁から棄却されたので咸興地裁での判決が確定した。しかし、二日後の8月15

日に日本が敗戦し降伏したため、実刑を告げられた4名も8月17日に釈放された⁶⁹⁾。

朝鮮語学会は、前にも述べた通り、朝鮮語と文字の研究・統一・発展を目的として設立された最初の民間学術団体である。創立した目的の通り、日本から残酷な弾圧を受けながらも朝鮮語を守ってきた。ハングル学会（1949年に朝鮮語学会から改称）のソン・ギジ氏によると、当時の朝鮮の民衆も朝鮮語学会に対して、朝鮮語研究のため設立された民間学術団体であり、全く民族運動団体だと思っていなかったとされている⁷⁰⁾。しかし、日本が朝鮮語学会を弾圧し、朝鮮語学会の会員を拘束したことによって、朝鮮の民衆は、朝鮮語学会は独立運動のために朝鮮語辞典編纂をしていたのだと知らせる契機ともなったのである。朝鮮語学会事件は、朝鮮語辞典を編纂し、朝鮮語を守ることは日本植民地支配に抵抗するもので、独立運動の一部であったと朝鮮の民衆が認識するようになる事件でもあったのである。つまり、これを契機として朝鮮語学会は学術団体から民族団体へと、ハングル普及運動は識字率向上運動から民族運動へと転換したのである。

おわりに

本稿の目的は、朝鮮語に抵抗のイメージがいつ生成されたのかを明らかにすることである。そのため、日本植民地時代において朝鮮総督府が日本語普及のために朝鮮語科目をどのように取り扱い、朝鮮語はどのように位置づけられたのかを四つの朝鮮教育令を通して分析した。その結果、日本語普及の手段として「朝鮮語」と「漢文」が利用されたわけだが、中でも漢文が朝鮮語科目に対し、示す割合が高く、漢字を利用して日本語を普及しようとした朝鮮総督府の意図が明らかになった。

植民地朝鮮の言語政策を主導した朝鮮総督府は朝鮮語綴字法の関係上、当初は朝鮮語学会と協力関係にあった。朝鮮語学会の元来の設立趣旨は朝鮮語研究と綴字法の統一であったが、朝鮮総督府は満州事変後、民族主義が強い人々を弾圧する過程で、朝鮮語学会への弾圧を開始し、朝鮮語学会事件を引き起こした。その結果、学術団体である朝鮮語学会、そしてその学会が扱っていた朝鮮語そのものにも抵抗のイメージを与えることになったのである。朝鮮語学会に思想犯、民族主義者だと認識を与えたのは朝鮮総督府であることが明らかになった。

「言語」というものは民族を団結させ、一つに結びつける力がある。また、国家の力を集めるエネルギーとなる。そのため、言語はナショナリズムを形成する決定的な要素として認識されている。朝鮮総督府は朝鮮人に対してその言語すら日本語を使うことを強制し、朝鮮語を使った者を弾圧した。

植民地時代は、朝鮮の人々は日本から様々な面で強制され、また弾圧を受けた。そのように、強制・弾圧を受けた事柄は、それが元来は日本に対する抵抗でなかったとしても、そうであっ

たという認識を与えることとなった。これは言語問題も例外ではなく、多くの先行研究が言語をナショナリズムと結び付けて、抵抗の象徴として論じている。

朝鮮の言語である「朝鮮語」に付与された日本植民地支配に対する抵抗のイメージは、植民地支配を受けて自然に生じたものではなく、朝鮮総督府が政策を行う過程で抵抗のイメージを与えたのである。

なお、本稿では、教科書編纂における「日本語」「漢文」「朝鮮語」の関係に対する考察が不十分であり、これに関しては本稿における課題とする。また、日本植民地時代において朝鮮語研究が許容され、さまざまな活動を行った朝鮮語学会と朝鮮総督府の関係についてもより深く考察する必要があると考えられ、これに関しても、本稿における課題としたい。

注

- 1) 「右傾化日本の荒廃な喪中」(『ハンギョレ (한겨레) 21』第 855 号 (2011 年 4 月 8 日付)) http://h21.hani.co.kr/arti/culture/culture_general/29345.html (検索日: 2012.6.7)
- 2) 朝鮮 (韓国) は、言語政策において「国語政策」「語文政策」「語文運動」などのいう表現を使用している。
- 3) ルイ＝ジャン・カルヴェ『言語戦争と言語政策』三元社、2010 年、165 頁では、言語政策研究において起源や概念を述べる際「言語政策」と、その実践である「言語計画」は分離しがたいため、両方を扱っている。
- 4) チェ・ヨンギ「日帝強占期の国語政策」『韓国語文学研究』第 46 集、韓国語文学研究学会、2006 年、11 頁引用
- 5) 日本では、一般的に韓国併合 (1910 年) から第 2 次世界大戦終戦 (1945 年) までの約 35 年間を「日本統治時代 (Korea under Japanese rule)」と言っている。一方、現在韓国では日帝時代、日帝暗黒期、日帝植民 統治時代、日本植民地時代、日本統治時代、日政時代、倭政時代、対日本戦争期、国権被奪期など呼ばれており、国立国語院が管理する大韓民国の標準語では「日帝強占期 (일제강점기)」とされている。
- 6) 「政策」は政府や政治団体の政治に関する方針とそれを成し遂げるための手段であり、「運動」は民衆がある目的を達成するためさまざまな方面から積極的に活動することである。
- 7) 先行研究としては、イ・ヨンスク (1996)、長志珠絵 (1998)、安田敏明 (2001)、キム・ヘジョン (2003)、ホ・ジェヨン (2004)、チェ・ヨンギ (2006)、文化庁「国語施策百年史」(2006) などがあり、日本の施策の全体像がほぼ明らかになった。
- 8) キム・ヘジョン「日帝強占期「朝鮮語教育」の意図と性格」『語文研究』第 31 卷、第 3 号通巻第 119 号、韓国語文教育研究会、2003 年、453 頁参照
- 9) チェ・ヨンギ「日帝強占期の国語政策」『韓国語文学研究』第 46 集、韓国語文学研究学会、2006 年、11 頁参照
- 10) 前掲書、13 頁参照
- 11) イ・ヘリョン「ハンゲル運動と近代語のイデオロギー」『歴史批評』通巻 71 号、歴史批評社、2005 年、339 頁参照

- 12) スミスのナショナリズムに対する見解。シン・キウク『韓民族主義の系譜と政治』チャンビ, 2009年, 26頁引用
- 13) 1921年に周時経の弟子である張志暎・崔鉉培などの10人が朝鮮語研究会(1931年に朝鮮語学会と改名した)を設立した。
- 14) 上田万年(1867年~1937年)は, 明治後半期以降の文部省の言語政策機関に深く関わった。
- 15) 三浦信孝・糟谷啓介『言語帝国主義とは何か』藤原書店, 2000年, 68頁参照
- 16) 前掲書, 70頁参照
- 17) キム・ウォンギル『ITタイガー(国旗テクォンド)! 体力は国力である』カンソン文化社, 2011年, 181頁では, ハングルの意味について「一国の文字」「大きな文字」「世の中で一番である文字」だと書かれている。
- 18) 「ハングル足跡」ハンギョレ新聞(1996.01.01), チェ・ギョンボン他『ハングルについて知っておくべきことの全て』本と共に, 2008年, 242頁参照
- 19) 1897年10月12日から1910年8月29日までの朝鮮の国名は大韓帝国であるが, 本稿においては朝鮮と統一している。
- 20) シン・キウク(2009), 70~71頁参照
- 21) ハングル運動は, 一般の民衆にハングルを普及させようとする運動である。ハングル普及運動とも言われる。
- 22) 1894年1月に起きた農民運動で, 朝鮮の歴史上, 最大規模の民衆抗争であった。東学農民革命とも呼ばれる。東学農民革命のURL参照(<http://donghak.jeongeup.go.kr/> 検索日: 2012.10.10)
- 23) 「独立協会」韓国学中央研究院のURL参照(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index> 検索日: 2012.10.10)
- 24) 周時経は独立新聞の総務及び校補員(校正を見る人)として務めており, ハングルで書いた新聞を編集するのに大きな影響を与えた。
- 25) 「ハングル運動とは」デジタルハングル博物館のURL参照(<http://www.hangeulmuseum.org/> 検索日: 2012.6.7)
- 26) 『新訂版現代政治学事典』プレーン出版, 1998年。引用語担当: 首藤もと子
- 27) 斗山東亜百科事典研究所『斗山世界大百科事典』斗山東亜, 1996年, 568~569頁の「植民政策」を参照
- 28) ホ・ジェヨン『日帝強占期の語文政策と語文生活』キョンジン, 2011年, 136~137頁参照
- 29) 朝鮮教育方針は, 毎日申報1910年9月11日の毎日申報に掲載されているが, 朝鮮語で掲載されている。本稿においては便宜上, 日本語で掲載されている『教育時論』から引用した。
- 30) ホ・ジェヨン(2011), 20~21頁参照
- 31) キム・ヘジョン「日帝強占期「朝鮮語教育」の意図と性格」『語文研究』第31巻, 第3号通巻第119号, 韓国語文教育研究会, 2003年, 432頁参照
- 32) 大澤宏紀「朝鮮総督府による「朝鮮語」教育-第1次・第2次朝鮮教育令下の普通学校を中心に-」『教育史・比較教育論考』19巻第19号, 北海道大学大学院教育学研究院教育史・比較教育研究グループ, 2009年, 6頁参照
- 33) 前掲書, 6頁参照
- 34) 全てのことに對して平等・慈しみを施し, 差別しないということを意味する。
- 35) 1920年4月1日に創刊され, 1940年8月10日に日本帝国により閉刊された。1930年代に朝鮮日報と

- 共に全国的に文盲退治運動を行った。解放期を迎え、1945年12月1日に復刊された。
- 36) 3・1独立運動後、日本帝国が文化政治期入り、許可した新聞である。1920年3月5日に創刊され、1940年8月10日に日本帝国により閉刊された。1929年から文字普及運動を行った。解放期を迎え、1945年11月23日に復刊された。
- 37) 『朝鮮総督府官報』には2月6日と記録されているが、国家記録院のURL (<http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=008022&pageFlag=A> 検索日:2012.3.6) には2月4日と書かれている。本稿では、『朝鮮総督府官報』写本に基づき、2月6日と示すことにする。
- 38) 『朝鮮総督府官報』(1922) ソウル亜細亜文化社、論告に関する記事512~513頁参照
- 39) 国家記録院のURLの第2次朝鮮教育令を参照 (<http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=008022&pageFlag=A> 検索日:2012.3.6)
- 40) 植民地と本土との間に制度上の区分を立てず、日本本国と同じ法を適用すべきとし、同じ帝国国民として内地臣民と同等の権利・義務を与え、内地と区別される特別な統治制度を布くべきでないとする同一化政策である。詳しくは<http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/~knagai/josetu/0103.html> (検索日:2012.3.5) 参照
- 41) ホ・ジェヨン (2011), 184頁引用
- 42) 新村出編『新村出編広辞苑第四版』岩波書店, 1991年, 「随意」の意味引用
- 43) 大澤宏紀『朝鮮総督府による「朝鮮語」教育－第1次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に－』『教育史・比較教育論考』第19号, 北海道大学大学院教育学研究院教育史・比較教育研究グループ, 2009年, 9頁引用
- 44) ホ・ジェヨン (2011), 185~186頁参照
- 45) 韓国における初等教育機関の名称は1941年、勅令により「皇国臣民学校」を表している「国民学校」となった。解放後もその名称を使用し続け、1996年に「初等学校」に変更された。
- 46) 中下直人『世界大百科事典18』平凡社, 1988年, 392頁の「皇民化政策」を参照
- 47) 必修科目であった第1次朝鮮教育令時期の『朝鮮語及漢文読本』と「日本語」の週当たりの授業時間は「朝鮮語及漢文読本」の場合、1年生(23%), 2年生(23%), 3年生(18.5%), 4年生(18.5%)で合計20.7%である。「日本語」の場合、1年生(38.5%), 2年生(38.5%), 3年生(37%), 4年生(37%)で合計37.7%である。総授業時間は、1年生(26時間), 2年生(26時間), 3年生(27時間), 4年生(27時間)で合計106時間である。そして、第2次朝鮮教育令時期の「朝鮮語」と「日本語」の週当たりの授業時間は表1を参照する。
- 48) 朝鮮末期に学務行政を司る中央官庁である。今日の教育部に該当する。
- 49) 「開化期の国文研究」出刊『東亜日報』(1970年5月28日付), チェ・ギョンボン他『ハングルについて知っておくべき全てのこと』本と共に, 2008年, 144~151頁参照
- 50) 1920年代においては、朝鮮語研究会とともに朝鮮語規範化運動の担い手であった「啓明倶楽部」で活動をし、朝鮮語学研究会は機関誌「正音」を発刊するなどの業績を残している。啓明倶楽部は、1918年1月、閔大植、朴勝彬らが民族啓蒙団体として発足させた「漢陽倶楽部」の後身で、1921年に「啓明倶楽部」と改称した(三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』明石書店, 2010年, 274頁)。
- 51) 今日のハングル学会の創立記念日は1908年8月31日として記念行事を行っている。
- 52) 三ツ井崇は、朝鮮語学会の創立日に関して1921年12月3日に組織された「朝鮮語研究会」と見なしている(三ツ井崇, 2010: 322頁)。
- 53) 「ハングル学会」韓国学中央研究院のURL参照 (<http://www.aks.ac.kr/aks/Default.aspx> 検索日:

2012.6.12)

- 54) 「朝鮮語学会規則」再引用 (三ツ井崇, 2010: 227 頁)
- 55) チェ・ギョンボン他『ハンゲルについて知っておくべき全てのこと』本と共に, 2008年, 159頁参照
- 56) 「社説」日帝強占期民族の力を養った文盲退治運動(『東亜日報』2011年12月3日付)(<http://news.donga.com> 検索日: 2012.6.12)
- 57) ブナロード (vnarod) は, 「民衆の中へ」という意味である。ロシアで知識階級が労働者である農民の中に飛び込んで, 民衆たちと共に生活をしながら民衆を指導した民衆運動のひとつである。
- 58) チ・スゴル「日帝時期ブナロード運動再評価するべき」『歴史批評』通巻11号, 歴史批評社, 1990年, 259頁参照
- 59) 「社説」日帝強占期民族の力を養った文盲退治運動(『東亜日報』2011年12月3日付) (<http://news.donga.com> 検索日: 2012.6.12)
- 60) チェ・ギョンボン他『ハンゲルについて知っておくべき全てのこと』本と共に, 2008年, 160~161頁参照
- 61) 前掲書, 159頁参照
- 62) キム・サンピル「石人先生と朝鮮語学会受難事件」『ナラサラン』第99集, ウェソル会, 1999年, 155~156頁参照
- 63) 前掲書, 156頁参照
- 64) 三ツ井崇 (2010), 249~255頁参照
- 65) 水野直樹は, 朝鮮における予防拘禁制度実施 (1941年) の背景に関して, 朝鮮総督府が, 非転向思想犯の刑期満了後の再犯をおそれていたことに言及し, 「赤色農民組合運動が盛んで, 国境を接する満州では東北抗日連軍が活動していた咸鏡南北道に対しては治安当局が神経をとがらせていた」と指摘している。三ツ井崇 (2010), 253頁引用
- 66) 公式には33名とされているが, 1943年3月末から4月1日にかけて申輪局・金鍾喆は不拘束で審問を受けており, また証人として審問を受けた人もおよそ48名いった。
- 67) 治安維持法とは, 「國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者」を処罰する法律である。『官報』3797号・1925年4月22日 (<http://www.geocities.co.jp/berkeley/3776/chianijih.html> 検索日: 2012.6.13)
- 68) 丁泰鎮は, 服役を終えて1945年7月1日出獄した。
- 69) ウェソル会「朝鮮語学会の受難事件」『ナラサラン』第42集, ウェソル会, 1982年, 119~125頁参照, 三ツ井崇 (2010), 248~255頁参照
- 70) ハンゲル学会のソン・ギジ学術部長とのインタビューによるものである (2012年1月26日)。

参考文献

<日本語文献>

- 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策：第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』62巻第62号, 北海道大学教育学部, 1994年, 193~211頁
- イ・ヨンスク『「国語」という思想—近代日本の言語認識』岩波書店, 1996年
- 大澤宏紀「朝鮮総督府による「朝鮮語」教育—第1次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に—」『教育史・比較教育論考』19巻第19号, 北海道大学大学院教育学研究院教育史・比較教育研究グループ,

2009年, 1~15頁

- 長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館, 1998年
下中直人『世界大百科事典18』平凡社, 1988年
新村出編『新村出編広辞苑第四版』岩波書店, 1991年
大学教育社編『新訂版現代政治学事典』ブレーン出版, 1998年
朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』名著出版, 1972年
朝鮮総督府(編)『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻, 不二出版, 1994年
野間秀樹『ハングルの誕生 音から文字を創る』平凡社, 2010年
文化庁『国語施策百年史』ぎょうせい, 2006年
三浦信孝・糟谷啓介『言語帝国主義とは何か』藤原書店, 2000年
三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』明石書店, 2010年
ルイ=ジャン・カルヴェ・西山教行訳『言語政策とは何か』白水社, 2000年
ルイ=ジャン・カルヴェ・砂野幸稔訳『言語学と植民地主義 ことば喰い小論』三元社, 2006年
ルイ=ジャン・カルヴェ・砂野幸稔他訳『言語戦争と言語政策』三元社, 2010年
山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』岩波書店, 1971年
安田敏明『植民地のなかの「国語学」』三元社, 2001年, 47頁

<韓国語文献>

- イ・ヘリョン「ハングル運動と近代語のイデオロギー」『歴史批評』通巻71号, 歴史批評社, 2005年, 337~355頁
ウェソル会「朝鮮語学会の受難事件」『ナラサラン』第42集, ウェソル会, 1982年
パク・ソンジン, イ・スンイル『朝鮮総督府公文書-日帝時期記録管理と植民支配』歴史批評社, 2007年
カン・ジノ他『国語教科書と国家イデオロギー』クルヌリム, 2007年
キム・サンピル「石人先生と朝鮮語学会受難事件」『ナラサラン』第99集, ウェソル会, 1999年
キム・ウォンギル『ITタイガー(国旗テクォンド)! 体力は国力である』カンソン文化社, 2011年
キム・ヘジョン「日帝強占期「朝鮮語教育」の意図と性格」『語文研究』第31巻, 第3号通巻第119号, 韓国語文教育研究会, 2003年, 431~455頁
コ・ギルソプ他『民族の言語とイデオロギー』バギジョン, 2010年
シン・キウク『韓国民族主義の系譜と政治』チャンビ, 2009年
チ・スゴル「日帝時期ブナロード運動再評価するべき」『歴史批評』通巻11号, 歴史批評社, 1990年, 258~264頁
チェ・ギョンボン他『ハングルについて知っておくべき全てのこと』本と共に, 2008年
チェ・ヨンギ「日帝強占期の国語政策」『韓国語文学研究』第46集, 韓国語文学研究学会, 2006年, 9~32頁
チェ・ヨンギ『韓国語政策の理解』韓国文化社, 2010年
チョン・ヘジョン, ペ・ヨンヒ「日帝強占期普通学校教育政策研究-1910年代「毎日申報」を中心に-」『教育史学研究』Vol.14, 教育史学会, 2004年, 165~192頁
斗山東亞百科事典研究所『斗山世界大百科事典』斗山東亞, 1996年
パク・ヨンゲン『韓国史大事典』高麗出版社, 1996年

立命館国際研究 25-2, October 2012

ホ・ジェヨン「日帝強占期の朝鮮人を対象とした日本語普及政策」『談話認知言語学会共同学会大会』談話・認知言語学会, 2004年, 127~143頁

ホ・ジェヨン「日帝強占期日本語普及政策研究」『ハンマル研究』第14号, ハンマル研究学会, 2004年, 279~315頁

ホ・ジェヨン『日帝強占期の語文政策と語文生活』キョンジン, 2011年

<官報>

『官報』3797号 1925年4月22日

韓国学文献研究所(編)『朝鮮総督府官報』ソウル亜細亜文化社, 1911年

韓国学文献研究所(編)『朝鮮総督府官報』ソウル亜細亜文化社, 1912年

韓国学文献研究所(編)『朝鮮総督府官報』ソウル亜細亜文化社, 1922年

韓国学文献研究所(編)『朝鮮総督府官報』ソウル亜細亜文化社, 1938年

<新聞・雑誌>

堀尾太郎編『教育時論』第919号, 開発社, 1910年10月25日

ハンギョレ新聞 1996年1月1日

東亜日報 1970年5月28日, 2011年12月3日

<参考 URL >

国家記録院 <http://contents.archives.go.kr> (2012.6)

韓国学中央研究院 <http://www.aks.ac.kr> (2012.6)

デジタルハンゲル博物館 <http://www.hangeulmuseum.org> (2012.6)

東学農民革命 <http://donghak.jeongeup.go.kr> (2012.10)

(李 善英, 立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程)

Regional Language Policy Research in Korea during Japanese Colonial Rule: Consideration of the Promulgation of Decrees in Korean by Korean Education System

In order to control Korean people, The colonial Japanese government saw the need to educate them on Empire of Japan as part of its colonial policy. Accordingly, the Korean Education Ordinance was designed foster the so-called “One Nation, Loyal to the Throne” concept, based on the Korean Education system. However, oppression by the Japanese colonial rule led to resistance in all aspect of everyday life as this oppression had a significant impact on the illiteracy rate, affecting the Korean Language (Hangeul) Society which maintained traditions inherited in the Korean language.

Previous study on Korea during the colonial period also discussed Korean language as the image of resistance in many aspects such as nationalism, society, and culture.

However, based on Education Ordinance in Joseon, The colonial Japanese government also took advantage of Korean language to spread Japanese language. This paper explores the relationship between Korean language and Education Ordinance in Joseon, and reveals real position of the activity of the Korean Language (Hangeul) Society.

(LEE, SunYoung, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

